水道メーターの検針期間の変更について

近年、検針員の確保が難しくなっていることに加え、夏季の厳しい暑さや急な天候不良など、検針を取り巻く環境が変化しています。

こうした状況を踏まえ、検針員の負担軽減と安全確保を図り、今後も安定して検針業務を継続するため、検針期間を**令和９年１月から拡大**します。

！ なお、今回の変更による水道料金の算定方法及び水道料金額への変更はありません。

変更前	変更後
毎月 4日～8日	毎月 3日～8日

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



検針期間の拡大で、より安全・安心な検針業務を。

- 検針員の負担軽減
- 安全確保の向上
- 安定した検針業務の継続



問い合わせ先　長門川水道企業団　業務係　0476-33-7718